

## 診療報酬明細書（レセプト）の開示について

被保険者本人等の請求者から診療報酬明細書（レセプト）の開示請求があった場合は、当該医療機関へ診療に差し支えないことを確認のうえ開示します。

なお開示決定には1ヶ月程度の期間を要します。

### 診療報酬明細書（レセプト）とは

診療報酬明細書（レセプト）とは、病名や処方薬、検査、手術等の点数が記された、医療機関から健康保険組合に届く請求書のことです。

### 開示請求を行うことができる方

次のいずれかに当てはまる方

#### ●被保険者等

##### ①被保険者又は被扶養者本人

（被保険者であった者及び被扶養者であった方を含む）（以下「被保険者」という）

##### ②被保険者が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

##### ③被保険者本人が開示請求をすることにつき委任をした代理人(任意代理人)

#### ●遺族等

##### ①被保険者等が死亡している場合にあつて、当該被保険者等の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる方(以下「遺族」という)

##### ②遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

##### ③遺族がレセプトの開示依頼をすることにつき委任をした代理人(任意代理人)

### 開示請求に必要な書類

#### ①「診療報酬明細書等開示請求／依頼書」

ダウンロード：[被保険者用 <様式1>](#) [遺族用 <様式9>](#)

#### ②開示請求者の本人確認書類

健康保険被保険者証、運転免許証、全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、在留カード、マイナンバーカード、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

#### ③法定代理人の場合は②に加え、法定代理関係を確認し得る書類

戸籍謄本（抄本）、住民票、登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による、家庭裁判所の証明書、その他法定代理人関係を確認し得る書類

④任意代理人の場合は②に加え、開示請求委任状（いずれも添付）

被保険者等の署名・押印のある「診療報酬明細書開示請求委任状」  
委任状に押印された印の印鑑登録証明書

ダウンロード：[診療報酬明細書開示請求委任状](#)

⑤遺族の場合は、②～④いずれの場合においても被保険者等の遺族であることを確認し得る書類

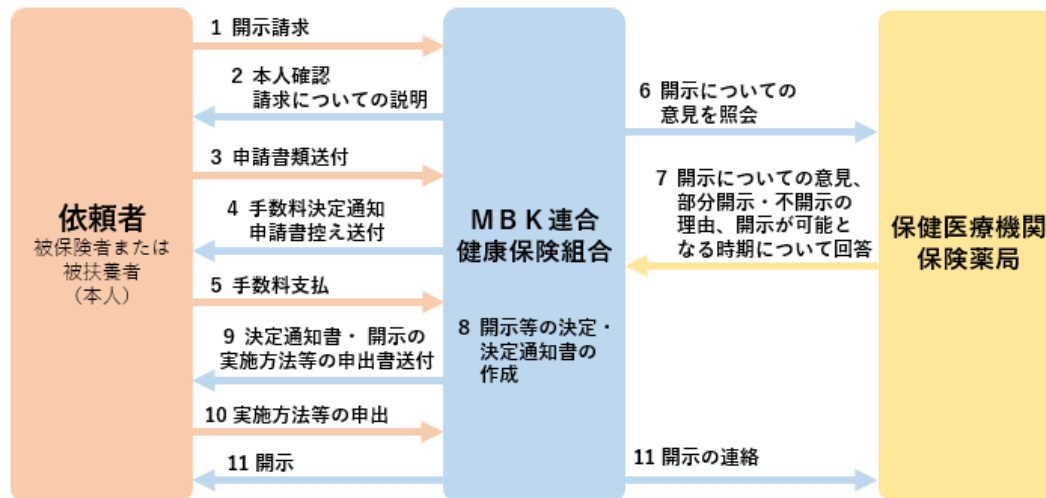
戸籍謄本（抄本）、住民票（除票）、死亡診断書

### 開示にかかる手数料

- ・開示、不開示にかかわらず  
開示基本手数料 1件 1,500円  
開示加算手数料 1件 300円
- ・郵送による開示をご希望の場合は、別途郵送料

### 手続きの流れ

●被保険者（本人）からの請求の場合



●遺族からの請求の場合

